

第9回一般社団法人化委員会議事録

開催日時：2025年1月28日（火）10：00～11：00

場 所：オンライン Zoom 開催（宮代会側参加者は宮代会館にて）

出席者：弁護士 高松直樹先生（奏和法律事務所）

一般社団法人化委員会委員長	2021～23年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2021～23年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2022～24年度 宮代会副会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26年度 宮代会会長
一般社団法人化委員会委員	2024～26年度 宮代会副会長
事務局	宮代会事務局事務室長

1. 設立時社員について

- ・ 設立時社員は、2025年度三役（会長1名、副会長2名）を想定している。
- ・ 設立時社員と設立時理事が異なっても問題ない。
- ・ 設立時社員の人数を少なくするのは、手続きの簡略化のためである。
- ・ 設立時社員の任期は会員総会で新たな社員が選任されるまで。
- ・ 設立時社員に必要な書類は、印鑑証明書と実印が主なもの。本人確認書類は不要。

2. 一般社団法人設立に向けた具体的な手続き

- ・ 6月の総会で提示する定款案について、出席者には配布し、その他の会員にはホームページで公開する。
- ・ 理事・監事の就任承諾書は、設立時に必要となるため、設立時期に収集する。
- ・ 法人設立後、定款の保管については、個人情報保護の観点から、住所を非公開にすることができる。

3. 諸規程について

- ・ 各規程の整備を進める。
- ・ 優先的に整備すべき規程は、会員総会運営規程、社員総会運営規程、理事会運営規程。
- ・ コンプライアンス上、印章管理規程、到着文書管理規程、旅費規程なども必要。
- ・ 現在の宮代会で使用している就業規則や個人情報規程は、名称変更などの必要な修正を行った上で、一般社団法人でも活用する。
- ・ 総会での承認は必要ないが、理事会で承認を得ることが望ましい。
- ・ 諸規程は設立までに完成している必要がある。